

令和2年5月1日

訪問活動自粛期間の延長について

平素より当組合をご利用頂き、誠にありがとうございます。

当組合では、新型コロナウイルス感染症拡大を考慮し、お客様及び職員の安全を第一と考え、かねてより集金業務等の渉外活動を自粛しておりましたが、新型コロナ特措法に基づく緊急事態宣言につきまして、期限延長の検討がなされている現状を鑑み、当面の間、訪問活動自粛期間を延長することと致しました。

お客様には大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、当組合は、全店舗で通常の窓口営業を行っておりますが、店頭には手指消毒剤を設置した上、定期的に消毒を行っております。

記

◆渉外活動自粛延長期間

令和2年5月7日（木） ～ 当面の間自粛させていただきます。

◆本件に関するお問合せ

古川信用組合リスク統括課 TEL:0229-21-7666